

議案第94号

財産の無償譲渡について

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成24年9月5日提出

三豊市長 横山 忠始

1 無償譲渡をする財産

(1) 土地

三豊市山本町神田乙267番地3	雑種地	186.00平方メートル
三豊市山本町神田乙271番地5	宅地	1,341.08平方メートル
三豊市山本町神田乙271番地6	雑種地	50.00平方メートル

(2) 建物

所在地 三豊市山本町神田乙271番地5 (旧神田地区老人健康センター)
構造 木造平屋建
延床面積 120.03平方メートル

2 無償譲渡の相手方

所在地 三豊市山本町神田乙271番地5
名称 土井自治会
代表者 近藤 長生

3 無償譲渡の理由

当該財産は、旧山本町が神田中央工業団地の誘致に対する地元自治会からの要望を受け、地元地権者から土地の寄附を受けて建物を建設したものであり、建物が開館して以来、地元の土井自治会が運営及び維持管理を担い、自治会活動の拠点として使用されてきた。今般、土井自治会からの譲渡の要望を受け、土地取得の経緯や建物の利用状況を踏まえ、地元自治会による自主的な活動を支援するため、当該財産を無償で譲渡するものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する財産は、自治会集会場として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

- 5 無償譲渡をする日
平成24年10月1日